

御注意

4
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。

3
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

2
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

1
黒のボールペン又はペンで記載してください。

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

1. 現年度
※市町村処理欄

2. 新年度

3. 両年度

特別徴収義務者
指 定 番 号

※市町村ごと
に異なります

宛 名 番 号

連絡先の氏名及び
所属課、係名並び
に電話番号

課・係

氏名

電話

(内線)

異 動 の 事 由

異動後の未徴収
税 額 の 徴 収

退職した年の1
月から退職時ま
での給与支払額

1. 退職
2. 転勤
3. 合併
4. 休職
5. 長期欠勤
6. 死亡
7. 会社解散
8. 住所誤報
9. その他
(特別徴収不可)

1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
(1月以降は必須)
(月 日納期分)
3. 普通徴収
(理由)

円
控 除 社 会
保 険 料 額
円

給与と所得者

受給者番号(整理番号)

フリガナ

氏 名

(旧姓)

生 年 月 日

昭和・平成 年 月 日

個 人 番 号

1 月 1 日
現在の住所

給与の支払を受け
なくなった後の住所

(ア) 特別徴収税額
(年税額) 円

(イ) 徴収済額
月から 月まで 円

(ウ) 未徴収税額
(ア)－(イ) 月から 月まで 円

異動年月日

..

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由

1. 異動が 年 12 月 31 日
までで、申出があったため
(月 日申出)
2. 異動が 年 1 月 1 日
以後で、特別徴収の継続の希望がないため

徴 収 予 定

徴収予定
月 日

徴収予定額 円

徴収予定額合計
(上記(ウ)と同額) 円

相続人の氏名等

氏名

続柄

住所

電話

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、
次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B) 他の事業所で、特別徴収・普通徴収として扱う乙欄
該当者

2 (普C) 毎月の給与が少なく、税額が引けない

3 (普D) 給与の支払期間が不定期 (例：給与の支払いが毎月
ではない)

4 (普E) 普通徴収として扱う事業専従者 (個人事業主のみ該
当)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号
(※ 新規事業所の場合は記入不要です。)

新しい勤務先の住所
(居所) 又は所在地

フリガナ

氏 名 又 は 名 称

代表者の職氏名

連絡先の
氏名及び
所属課、
係名並び
に電話番
号

課・係

氏名

電話

新しい勤務先では
月割額 円を
月分から徴収し、納入します。
新規の場合は、いずれかを○で囲ってください。
納入書 要 ・ 不要

※市町村記入欄

【提出先】 〒403-8601 富士吉田市下吉田 6丁目1番1号 富士吉田市役所 総務部税務課 市民税係